

# 栗原市

## 地域生活支援拠点等の体制整備

### 目 次

- 1 地域生活支援拠点等とは
- 2 栗原市における地域生活支援拠点等の体制構築について
- 3 地域生活支援拠点等に係る手続きの流れ
- 4 各種加算等について
- 5 5つの拠点機能の具体的な取り組み方針

### 資 料

- 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

令和6年4月

栗原市市民生活部社会福祉課

# 1 地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のためのサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するものです。

地域生活支援拠点等の機能は、以下の5つを主としております。

主な機能	具体的な内容
①相談機能	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な相談支援を行う。
②緊急時の受入・対応機能	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
③体験の機会・場の提供機能	病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。
④専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方に対して、専門的な対応ができる体制の確保や人材の育成を行う。
⑤地域の体制づくり機能	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

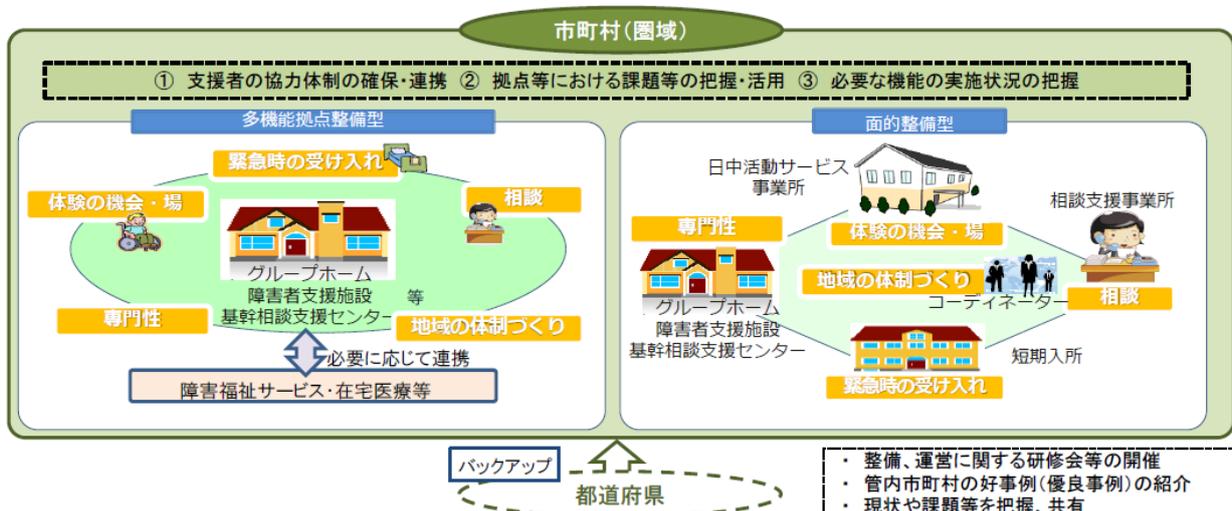
イメージ図（厚労省資料より）

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## 2 栗原市における地域生活支援拠点等の体制構築について

国が示す整備手法には、2種類あり、多機能拠点整備型（必要な機能を特定の施設に集約）と面的整備型（地域の複数の事業所が機能を分担）がありますが、市においては、面的整備型により既存の社会資源をつなぐネットワークを構築し、各関係機関が役割を分担することにより、「障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築」を目指します。

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）を整備推進していくには、既存の社会資源（事業所）との協力・連携が不可欠であり、市が拠点等として位置付けた事業所には、その役割の定期的な評価と、その評価に対する加算が報酬改定により創設されております。

なお、拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届け出た上で、市が当該事業所を拠点等として認めることを要します。

## 3 地域生活支援拠点等に係る手続きの流れ

拠点等の面的整備として、既存の社会資源とのネットワーク構築に向けて、市では、令和4年7月以降、拠点機能を担う事業所として参画いただける事業所から、事前の登録申請をいただき、拠点機能事業所としての登録を行います。

また、登録を行う事業所は、市内事業所を想定しておりますが、特定相談支援事業所等や当市の支給決定を受けている者が利用する市外事業所については、決定権者が市外となるため、状況に応じて（※1）判断します。

※1 栗原市が決定権者へ「運営規程の整備状況」「地域生活支援拠点等の登録の有無」等を確認します

### 運営規程整備～変更届

#### ① 運営規程の整備（事業所）

拠点等の機能を担う事業所として届出を行う場合は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

##### 【追加項目の記載例】

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

※以下、拠点等の各機能のうち、実際に担う機能を明記すること（P5～P7参照）

## ② 指定権者への変更届（事業所 ⇒ 指定権者）

運営規程を変更した旨の変更届を、変更後遅くとも10日以内に指定権者（県又は市）へ提出します。

## 拠点等の登録申請～認定

### ③拠点等の登録申請（事業所 ⇒ 市）

別紙様式第1号「栗原市地域生活支援拠点等登録申請書」に運営規程を添えて、市へ提出します。（※指定障害サービス毎に提出）

### ④拠点等登録通知の送付（市 ⇒ 事業所）

届出のあった事業所の届出内容を審査し、機能を担うことができると認定した場合に、市から登録通知書を事業所へ送付します。

## 体制届等

### ⑤体制届・加算届（事業所 ⇒ 指定権者）

市の拠点等として認定された旨の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」、又は「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」に關係書類を添えて、指定権者（県又は市）へ提出します。

また、各種加算を算定するにあたり、別途加算届の提出が必要な場合は、併せて指定権者へ提出します。

## 4 各種加算等について

平成30年度報酬改定、令和3年度報酬改定に引き続き、令和6年度報酬改定においても、地域生活支援拠点の整備促進や機能の充足を図るため、各種加算が新設等され、市が拠点等として位置付けた事業所には、その役割の定期的な評価とその評価に対する加算を算定できるものとなりました。

主な加算については、別紙「地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧」（P8～P13）を参照願います。

## ①相談機能

## ★緊急時の支援体制を整える★

取組① 緊急時対応プランの作成

- (ア) 緊急時の支援が見込めない世帯について、計画相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）が『緊急時対応プラン』を作成する。
- (イ) 緊急時の支援が見込めない世帯で、計画相談の支援を受けていない方の場合は、委託相談支援事業所（市委託3事業者）、または市行政機関が担当し、『緊急時対応プラン』を作成する。

取組② 対応体制の確保

- (ア) 主たる相談支援事業所閉所時における対応体制として、常時の連絡体制を確保し、緊急時の連絡調整や訪問などの対応を行う。

《相談機能とは》

緊急時の支援が見込めない世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能

## ②緊急時の受入れ・対応機能

## ★居宅での支援体制・居宅以外での受入れ体制を整える★

取組① 居宅生活の継続に向けた調整

- (ア) 居宅において介護者の急病等が生じた際に、主たる相談支援事業所がまずは居宅での生活継続に向けた調整を緊急時対応プランにより行い、居宅系サービスの利用調整をします。
- (イ) 上記により居宅系サービス事業所へ相談があった際は、サービス利用の調整に応じます。

取組② 居宅での生活継続が困難なときは、緊急受入れ先の調整

- (ア) 居宅以外での受入れ先として、主たる相談支援事業所、または短期入所事業所間において、利用歴の有無に関わらず、短期入所の受入れ先の調整を行います。

- (イ) 上記により短期入所事業所へ相談があった際には、受入調整に応じます。
- (ウ) 緊急時短期入所利用の事前登録の受付や短期入所事業所の空床状況の把握など、連携や情報共有に努めます。

《緊急時の受入れ・対応機能とは》

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡その他の必要な対応を行う機能

### ③体験の機会・場の提供機能

#### ★ニーズに合った体験の機会・場を提供する★

##### 取組 障害福祉サービスの利用・一人暮らし体験

- (ア) 主たる相談支援事業所は、障害者のニーズに合った体験の機会・場の提供を支援します。
- (イ) 上記により日中活動系サービスの体験利用や共同生活援助などの宿泊体験などの受入れに応じます。
- (ウ) 各事業所は、事業所の特徴など情報集約のため、率先して情報提供を行い、体験の機会・場の拡大に努めます。
- (エ) 精神科病院などからの地域移行支援にかかる体験宿泊についても推進を図ります。

《体験の機会・場の提供機能》

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

### ④専門的人材の確保・養成機能

#### ★支援者の育成・スキルアップを図る★

##### 取組 人材の確保や研修会への参加等

- (ア) 医療的ケア児や強度行動障害を有する方、高齢化により重度化した障害者など、専門的な対応を行うことができる体制や人材確保に努めます。

(イ) 地域自立支援協議会や相談支援部会などの研修会をはじめ、各種研修会・事例検討会などへ参加し、専門的な知識習得やスキルアップを行います。

《専門的人材の確保・養成機能とは》

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制確保及び人材の養成を行う機能

## ⑤地域の体制づくり機能

### ★地域のあらゆる社会資源をつなげる★

#### 取組 地域のつながりによる共同支援

(ア) 支援困難ケースについて、個別支援会議で情報共有や支援内容を検討し、在宅や地域生活で必要となるアドバイスを行うなど、支援関係者が共同して支援します。

(イ) 支援を通じてあらたとなった地域課題を整理し、地域自立支援協議会などへ報告するとともに、地域の多様な社会資源との連携体制の醸成に努めます。

《地域の体制づくり機能とは》

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

機能区分	サービス区分	加算名	加算単位	概要	運営規程に記載 が必要な機能	拠点等 届出	体制届 (加算届)	ハンドブック (2023年版 報酬編)
①相談	計画相談支援 障害児相談支援	・地域生活支援拠点等 相談強化加算	700単位/回 (※要支援者1人につき 1月に4回の算定を 限度)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た事業所が、障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整（利用計画の作成も含む）を行った場合に加算する。 ※原則として、利用者又はその家族等から要請を受けた当日、翌日又は翌々日に指定短期入所の利用を開始した場合に算定可能。	○相談機能 ○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・場の提供	要 (市)	要 (市)	P 1100
②緊急時の 受入・対応	短期入所	・緊急短期入所受入加 算	(I) 180単位/日 (福祉型) (II) 270単位/日 (医療型)	居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、当該利用者のみを加算する。	-	-	不要	P 274
		拠点等の場合	100単位/日 (利用開始日のみ)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た短期入所事業所について、緊急時対応に限らず、利用開始日のみ所定単位数に更に加算する。	○緊急時の受入れ・対応 ○体験の機会・場の提供	要 (市)	要 (県)	P 256
		・定員超過特例加算	50単位/日	緊急利用者を受入れ、かつ、運営規定に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき加算する。算定開始日から起算して10日を限度として算定でき、当該加算の算定中は利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。	-	-	不要	P 276

※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者へ変更届を提出してください。

※2 加算の届出は、算定する月の前月15日までに指定権者へ「介護給付費等の算定に係る届出書」を提出してください。

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

## 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

機能区分	サービス区分	加算名	加算単位	概要	運営規程に記載 が必要な機能	拠点等 届出	体制届 (加算届)	ハンドブック (2023年版 報酬編)
	訪問系サービス	・緊急時対応加算	100単位/回	居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に、1回の要請につき1回を限度に加算。	-	-	不要	P 48ほか
		拠点等の場合	上記に+50単位/回	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを緊急に提供することになった場合に算定する。	○緊急時の受入れ・対応	要 (市)	要 (県)	P 50ほか
②緊急時の 受入・対応	自立生活援助	・緊急時支援加算	711単位/日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に、速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算。	-	-	不要	P 620
		拠点等の場合	上記に+50単位/日	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た短期入所事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを緊急に提供することになった場合に算定する。	○緊急時の受入れ・対応	要 (市)	要 (県)	P 620
	地域定着支援	・緊急時支援費	712単位/日	緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に、速やかな訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定。	-	-	不要	P 1044
		拠点等の場合	上記に+50単位/日	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た短期入所事業所が、利用者又はその家族等からの要請により、支援計画を変更して支援計画に基づかないサービスを緊急に提供することになった場合に算定する。	○緊急時の受入れ・対応	要 (市)	要 (県)	P 1046

※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者へ変更届を提出してください。

※2 加算の届出は、算定する月の前月15日までに指定権者へ「介護給付費等の算定に係る届出書」を提出してください。

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

## 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

機能区分	サービス区分	加算名	加算単位	概要	運営規程に記載 が必要な機能	拠点等 届出	体制届 (加算届)	ハンドブック (2023年版 報酬編)
③体験の機 会・場の確 保	生活介護							P 224
	自立訓練（機能 訓練）							P 380
	自立訓練（生活 訓練）	・ 障害福祉サービスの 体験利用支援加算	(Ⅰ) 500単位/日 (Ⅱ) 250単位/日	指定障害者支援施設等において日中活動サービスを利用する者が、指定地域移行支援を通じて障害福祉サービスの体験利用をする場合に、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に加算。  (Ⅰ) 体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定 (Ⅱ) 体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定		-	要 (県)	P 442
	就労移行支援							P 484
	就労継続支援A							P 524
	就労継続支援B							P 582
	地域移行支援							P 1036
	上記に加算	拠点等の場合	上記に+50単位/日	日中活動サービスの利用者が、運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た事業所において、地域移行支援の日中活動サービスを経験的に利用した場合に、所定単位数に加えて算定する。	○体験の機会・場の提供	要 (市)	要 (県)	-
	施設入所支援	・ 体験宿泊支援加算	120単位/日	入所者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（単身の生活に向けたもの）を利用する場合に、指定地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に加算。		-	要 (県)	P 338

※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者へ変更届を提出してください。

※2 加算の届出は、算定する月の前月15日までに指定権者へ「介護給付費等の算定に係る届出書」を提出してください。

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

## 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

機能区分	サービス区分	加算名	加算単位	概要	運営規程に記載 が必要な機能	拠点等 届出	体制届 (加算届)	ハンドブック (2023年版 報酬編)
③体験の機 会・場の確 保		・体験宿泊加算	(Ⅰ) 300 単位/日 (Ⅱ) 700 単位/日	体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提 供した場合に加算。 (Ⅰ) 体験的な宿泊支援を提供した場合 (Ⅱ) 体験的な宿泊支援を提供し、かつ当該地域相談 支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域 相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時 間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合	-	-	要 (県)	P 1036
	地域移行支援	拠点等の場合	上記に+50 単位/日	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所で あることを定め、市に届け出た事業所が、地域移行支援 の支給決定者で体験的な障害福祉サービスの利用を希望 している者に、サービスを利用するに当たっての課題、 目標、体験機関及び留意事項を地域移行支援計画に位置 付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に算 定できる。	○体験の機会・場の提供	要 (市)	要 (県)	P 1040

※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者へ変更届を提出してください。

※2 加算の届出は、算定する月の前月15日までに指定権者へ「介護給付費等の算定に係る届出書」を提出してください。

※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。

## 地域生活支援拠点等に係る各種加算一覧

機能区分	サービス区分	加算名	加算単位	概要	運営規程に記載 が必要な機能	拠点等 届出	体制届 (加算届)	ハンドブック (2023年版 報酬編)
④専門的人 材の確保・ 養成	生活介護	・重度障害者支援加算	体制加算 ・ 7 単位/日 個人加算 ・ 1 8 0 単位/日	○体制加算 強度行動障害支援養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成し、強度行動障害のある者にサービスの提供を行った場合に加算する。 ○個人加算 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害のある者に個別の支援を行った場合に加算する。体制加算に加えて、研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できる。	-	-	要 (県)	P 214
⑤地域の体 制づくり	計画相談支援 障害児相談支援	・地域体制強化共同支 援加算	2,000単位/回 (※当該障害者等に 対してサービス利用 支援を行っている指 定特定相談支援事業 所において、当該計 画相談支援対象障害 者1人につき1月に1回 を限度として算定) (※1月につき複数人 に支援を行い、それ ぞれ1回ずつ人数分 算定することは可 能)	運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市に届け出た事業所の相談支援専門員が、支援の困難な計画相談支援対象障害者に対して、サービスを提供する事業者3者以上の職員等と、会議により情報共有や支援内容を検討し、必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に文書により当該説明および指導の内容等の報告を行った場合に加算する。	○地域の体制づくり	要 (市)	要 (市)	P 1102

- ※1 運営規程の変更については、変更後遅くとも10日以内に指定権者へ変更届を提出してください。
- ※2 加算の届出は、算定する月の前月15日までに指定権者へ「介護給付費等の算定に係る届出書」を提出してください。
- ※3 各種加算の詳細は、各サービスの報酬告示及び留意事項等で確認してください。